

VER (Verified Emission Reduction) 認証機関・方法の概要

主要な VER 認証機関・方法は世界で 15 くらいあるが(最終頁の参考資料参照)、その中でもシェアが大きく認知度が高いと思われるもの、森林等の吸収源分野を扱っているものなど特徴的なものを 6 つ(GS, VCS, VER+, VOS, CCB, Green-e)抽出して整理した。

1 . Gold Standard (GS)^{1, 2}

(1) 概要：

CDM (クリーン開発メカニズム) や JI (共同実施) プロジェクトの「質」の高さに関する認証基準である。温室効果ガス削減につながると同時に、持続可能な開発 (Sustainable Development, SD) に貢献することを支援するためのツールで、VER の買い手に対して、その「質」を保証する。プロジェクトのスコープが限定されており、これが一方で普及の障害となっている。

(2) 開発・運営機関

WWF (World Wide Fund for Nature)、SSN (SouthSouthNorth)、Helio International などによって開発され、現在は独立した機関であるゴールドスタンダード事務局(本部バーゼル・スイス)によって運営されている。

(3) 導入の経緯：

- 京都メカニズムのうち、CDM は条文において、温室効果ガス削減に寄与すること、ホスト国の持続可能な発展に貢献することが目的とされている。しかし、実際に CDM プロジェクトの実施において、こうした目的が達成されとは限らない。
- こうした背景から CDM や JI プロジェクトを対象に、クレジット購入者に対して、その質を保証する認証基準として、WWF のイニシアティブで、政府、企業、NGO 等との協議を経て 2003 年に作成された。その後、2006 年 5 月に GS-VER(The Gold Standard Voluntary Emission Reductions)を策定し、VER の認証も開始している。

(4) 内容：

- プロジェクトが GS 認証を受けるためには、通常の CDM の認証・検証に加えて、以下の 3 つの選定基準 (プロジェクトの適格性、追加性およびベースライン、持続可能な開発への貢献) から環境・社会・経済についてのインパクトをスコア化

¹ VGS Web Site (http://www.cdmgoldstandard.org/about_goldstandard.php)

² WWF Web Site (<http://www.wwf.or.jp/activity/climate/kyoto/goldstnd.htm>)

し有効化審査を受ける必要がある。

【プロジェクトの適格性】

プロジェクトのスコープは、再生可能エネルギー、エネルギー効率向上プロジェクトの2つに限定している(表1)。

表 1. GS のプロジェクトのスコープ及びその詳細

スコープ	再生可能エネルギー	エネルギー消費の効率向上
詳細タイプ	太陽光、太陽熱(電力/熱)、環境保全の観点から信頼できるバイオマス/バイオガス/液体バイオ燃料(熱/電力/コージェネレーション、輸送用燃料)、風力発電、地熱発電、小型低インパクト水力発電(15MW が上限で、世界ダム会議ガイドラインに適合しているもの)	産業部門/家庭部門/運輸部門/公共部門/農業部門/業務部門のエネルギー効率

【追加性およびベースライン】

プロジェクトの追加性は、確実に保証されなければならない。追加性の証明方法は、CDM 理事会より公開されている追加性の証明と評価ツール (tool for demonstration and assessment of additionality) の手順を用い、Conservative (保守的) に実施される。

【持続可能な開発への貢献】

プロジェクトの持続可能な開発や地域コミュニティの利益への貢献を確実にするため、3つの手段、持続可能性評価表を用いたチェック、環境影響評価(EIA)の実施チェック、ステーク・ホルダー・コンサルテーションの基準チェックでプロジェクトの持続可能性が評価及び確認される。

このうち、持続可能性評価表では、大気環境の改善など、地域やグローバルなレベルでの環境面での持続可能性への貢献、貧困減少など社会的な側面からの持続可能性や開発への貢献、先進国への技術依存の解消など、経済的・技術的發展への貢献という3つの観点から評価が行われる。

➤ 以上の審査により認証されてGSプロジェクトは、GS事務局のウェブサイトで公表される。GS-VERに認証されるための方法論は、GS認証を受けるCDM/JIプロジェクトのものに準じるが、GS認証を受けたVERとCER・ERUの違いは以下のとおりである。

- 1) 年間 5,000t-CO₂ 以下の排出量である小さなプロジェクトのために簡易化したガイドラインを作成し、手続コストを大幅に削減することが可能である
- 2) ホスト国の資格が広い(CDMでは対象とされない地域もVER認証の対象となる)。
- 3) ODA (Official Development Assistance) の使用に関する条件がCDMより緩和さ

れている。

- 4) ベースライン方法論の設定に柔軟性がある。
- 5) ホスト国による正式な承認が必要ない。
- 6) VER として発行されるクレジットは、CER として発行されるクレジットと認証・検証方法は同じであるが、GS より直接発行される (CDM 理事会による長期にわたる認証手続を回避できる)。

(5) 問題点 :

- プロジェクトは CDM 及び JI に限定していないが、現実的には CDM 及び JI プロジェクト以外ではコスト面から GS を活用するのが困難である。
- VER を管理しているレジストリを有しているものの、外部からアクセスできず透明性に欠ける。(発行される VER とオフセットされた分を自動的に表示するレジストリを現在開発中)

(6) その他 :

- GS は、将来的には定期的な見直しが行われる予定である。あくまで現状に見合った基準であり、決して固定的なものではない。
- 我が国では、2007 年 2 月に TBS が GS 認証を受けた VER を購入した。VER はニュージーランドにおける風力発電プロジェクトより発行された。

2 . Voluntary Carbon Standard (VCS) ³

(1) 概要 :

VCS は、企業、団体、個人の自主的な VER 取り組みのための測定・認証基準である。自主的炭素市場に一定の標準化をもたらし、取引される VER への信頼感を持たせることが目的である。

対象とするプロジェクトのスコープを限定していない (VCS に承認されたスコープであれば可)。またプロジェクトのホスト国も限定していないことから、Annex 国、米国、豪州含む広く世界で使用可能な認証基準となっている。

(2) 開発・運営機関 :

International Emission Trading Association (IETA)、The Climate Group (TCG)、World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)、World Economic Forum (WEF)

(3) 導入の経緯 :

- IETA、TCG、WBCSD、WEF により 2005 年末に開発された VER の認証基準であり、プロジェクトベースに発行される VER を認証する国際的な基準として開発された。VCS の認証を受けることで、VER の購入者に対して透明性を高め、VER についての信頼を向上させること等が目的。
- 2006 年 3 月に VCS Version 1 の認証基準が公表され、広く一般から意見を募集 (約 65 社から意見が寄せられた)。2006 年 10 月に Proposed VCS Version 2 が公表され、再度一般から意見を募集 (約 60 社)、同時に 17 名の専門家からなる運営委員会を発足し、7 つのワーキング・グループを立ち上げ、追加性、ポリシー、有効化審査・検証・認証、登録簿、森林等の詳細を検討し、運営委員会が最終内容を決定。その後、LRQA の Dr. Anne-Marie Warris が VCS Version 2 final version を草案し、2007 年 11 月 19 日に最終版が公開される予定。
- 現在、一部で Version 1 が稼動中であるが、正式な VCS の運用開始は最終版が公表以降となる。最終版が公開された段階で Version1 は無効となるが、これまで生成されたクレジットは VCS として承認される。

(4) 内容 :

- VCS 最終版発表後は、VCS Organization が設立され、VCS の管理・運営を担う。また、VCS 理事会が設立され、プロジェクトの承認や VCS 文書の改定など重要項目の決定を行う。
- VCS が認定した認証機関による有効化審査・検証・認証を通過したプロジェクトは

³ Voluntary Carbon Standard Web Site (http://www.v-c-s.org/Home_Page.html)

VCS プロジェクトとして登録され、VCU (Voluntary Carbon Unit) クレジットとして発行される。VCS データベースに登録された後に、外部からの指摘等で問題が明らかになったプロジェクトについては、VCS Organization が調査等を行い何らかの処置が行われる。

- 有効化審査・検証・認証は、CDM の要素も多く含まれており、CDM の PDD (Project Design Document : プロジェクト計画書) に類似したテンプレートに基づく、有効化審査・検証・認証レポートの提出が求められる。
- 世界各地域で実施されている GHG プログラム・スキームの参加も Gap Analysis と称する審査を経て可能となる。これは、GHG プログラム・スキームの全体又は一部を承認するもので、例えばカリフォルニア気候変動登録 (CCAR) が承認された場合、CCAR の方法論を用いてプロジェクトを開発し、VCS のプロジェクトとして認証される。
- 対象とする方法論は、 CDM で承認された方法論 VCS に承認された GHG プログラムで使用されている方法論 デベロッパーが独自に開発する新規方法論 (新規方法論の承認プロセスが必要) の 3 つ。また、部分的な差異により上記承認済み方法論が適用できないプロジェクトも、承認プロセスを経て認証される場合がある。
- CDM 化できるプロジェクトは UNFCCC への登録を推奨しており、CDM 化するには部分的に当てはまらないようなプロジェクトを VCS 化したい場合は、その差異を検証する Double Approval Process と称する 2 段階の承認を経て承認される。新方法論についても、Double Approval Process を経て承認される。
- Double Approval Process とは、新規のベースライン方法論または追加性方法論の承認について、独立した 2 つの認証機関による審査プロセスを指す。デベロッパーが選択する認証機関と VCS が選任する認証機関 (DNV や SGS 等の経験豊富な認証機関⁴) の検証、VCS 理事会双方の承認が下りた場合は新方法論として承認される。
- プロジェクトの追加性は、CDM のプロセスと類似した手法であるプロジェクトテスト、テクノロジーテストといった 3 つの追加性テストから選択し、追加性を証明していく。
- プロジェクトは次の 3 つのサイズに分類され別々の方法で認証される。マイクロプロジェクトについては、個人、大学教授などの専門家審査業務に携わることも可能なように手続を簡素化している。
 - ・マイクロプロジェクト (5000 トン CO₂ 以下 / 年)
 - ・ 5000 ~ 1 万トン CO₂ / 年
 - ・メガプロジェクト (100 万トン以上)
- プロジェクトのスコープ、ホスト国に対しても特に制限は設けておらず、農業、植林、土地利用は Agriculture, Forestry and Other Land Use (AFOLU) プロジェクトとして組み込まれる。Annex 国、アメリカ、オーストラリアでのプロジェクトも対象となる。
- VCS Version2 最終版公開後は、登録されるプロジェクトの詳細は VCS のホームページ

⁴ DNV (デット ノルスケ ベリタス エーエス) とは、CDM/JI の分野でも広く知られた認証機関 (世界シェア : CDM 50%, JI 40%)。SGS も同様に、広く国際認証業務を行う第三者機関。

ジ上のプロジェクトデータベースで全て公開される。各 VCU には特有のシリアル番号が付与されプロジェクトデータベース及び各登録簿上で管理される。

- VCU は、VCS が承認した登録簿に保管される。各国に構築される登録簿は一般企業から公募され VCS 理事会に審査・承認される。近日中に応募フォームは公表される。日本企業も対象となる。
- 認証機関は DOE と ISO14065 の審査機関、承認された GHG スキームの認証機関（マイクロプロジェクトについては条件付きで専門家も可）が対象となる。

(5) 問題点⁵：

- VCS Version2 最終版は、信頼性、透明性を高めるために、有効化審査及び検証/認証が要求されること、新規方法論については Double Approval Process を求めるなど、前回までの Version より厳しい基準を設けるため、Version1 より手間とコストが掛かってしまう可能性がある。

(6) その他：

- VCS の運営委員会は、16 名から成る業界の専門家により構成されており、IETA、TCG、WBCSD といった業界で信頼されている団体を中心に運営されている。認証基準構築には実際に認証基準を必要とする団体、企業の意見を反映していることから、最終版が公表された際はこれら団体、企業に広く用いられる可能性が高い。とりわけ米国において注目されている認証基準である。11 月 19 日に VCS が正式運用開始となり、VCS の詳細に関する資料も VCS、IETA、TCG のホームページで公開される予定。

⁵ http://www.v-c-s.org/uploads/VCS_V2_comments_for_upload_07Feb27.zip

3 . VER + standard^{6, 7}

(1) 概要：

VER+ Standard は、Verified Emission Reductions をターゲットにした認証基準である。自主的な温室効果ガス排出削減・吸収増大プロジェクトから発行される VER に対して、その信頼性を高めるための評価を与えるものである。

(2) 開発・運営機関：

TÜV SÜD Group、3C Group

(3) 導入の経緯：

- TÜV SÜD は、京都議定書による CDM 及び JI プロジェクトによる温室効果ガス排出量について、認証等を行ってきた。一方で京都議定書に批准していない米国や豪州では自主的な炭素市場が構築され、売買される VER を認証する意識が高まってきた。
- こうした中、VER 市場に信頼性と透明性を持たせるために、新しい認証方法を構築する必要性が高まり、VER + Standard を設立した。また、ダブル・カウンティングを防止するために、Blue Registry というレジストリ制度も構築している（図 1）。

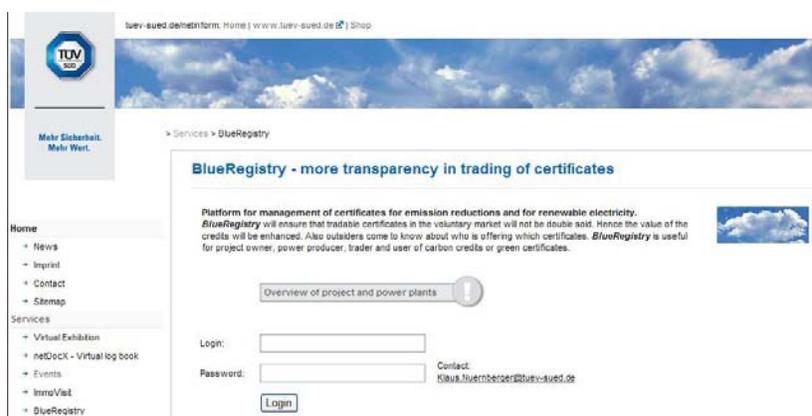


図 1. Blue Registry の Web Site⁸

(4) 内容：

【認証方法について】

- VER + Standard の認証を受けるためには、主に京都議定書による CDM 及び JI プロジェクトの認証に必要な条件を備えている必要がある。
- 追加性の証明についても実施する必要がある。

⁶ 3C プレスリリース (http://www.3c-company.com/fileadmin/downloads/press/pr/2007/20070125_3C_Press_Release.pdf)

⁷ OLADE Web Site

(<http://www.olade.org.ec/documentos2/PONENCIAS%20FORO%20DEL%20CARBONO/Dia3/09:00%20Sesion2/JaCastro.pdf>)

⁸ <https://www.netinform.de/BlueRegistry/LoginPage.aspx>

- 適格性については、プロジェクトのホスト国となる条件及び森林等の吸収源プロジェクトについても柔軟性を持たせている。
- 追加性については、基本的に CDM 理事会より公開されている方法を用いている。
- 森林等の吸収源プロジェクトにおける永続性の課題については、独自の予防措置を設けることで対応している。
- 環境影響評価及び社会影響評価については、CDM 及び JI と同じ手法を用いる。
- 実際のプロジェクトは、CDM プロジェクトを認証している第三者機関である DOE (Designated Operating Entity) が認証を行う。

【レジストリ制度について】

- VER + Standard で認証された VER は TÜV SÜD group が管理している Blue Registry というレジストリで管理される。

(5) 問題点：

- 特に報告例なし。

(6) その他：

- VER + Standard で認証される VER は、基本的に CDM や JI からのクレジットと同じ方法で審査される。ただ、プロジェクトのホスト国の承認などは必要なく、CDM 理事会への拠出金の必要もない。

4 . The Voluntary Offset Standard (VOS)⁹

(1) 概要 :

2007 年 6 月 27 日に公表されたオフセット商品の認証基準であり、京都クレジットの基準と同等の認証制度により京都議定書への批准国以外の地域、特にアメリカとオーストラリアを対象とする。

(2) 運営機関 :

International Carbon Investors and Services (INCIS¹⁰)、 Morgan Stanley (基準の策定)

INCIS は、GHG 排出量の取引市場開発のために ABN Amro、Barclays Capital、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Morgan Stanley といった金融機関により 2003 年に設立された機関。

(3) 導入の経緯 :

- 企業が社会的責任投資 (SRI: Socially responsible investment) の一環として GHG 排出量の測定に取り組み始めたこと、またオフセット商品への関心の高まりに伴い、品質が保証されたオフセット商品の提供を目的として 2007 年 6 月に VOS を開発。

(4) 内容 :

- VOS のミニマムスタンダードは、 : CDM Gold Standard に基づく CER (Certified Emission Reduction)、 : 京都クレジットに基づく ERU (Emission Reduction Unit)、 CER、 : 前述の または の基準に基づき生成された VER (Verified Emission Reduction) クレジット。 : 発展途上国で実施されたパイロットプロジェクトによりもたらされた VER のうち 又は の基準を満たす、又は京都議定書のポスト 2012 年フレームワークに準ずるクレジットのいずれかに合致するもの。
- 対象としないプロジェクトは、原子力発電、20MW 以上の水力発電、HFC 関連事業、EU Allowance の対象領域のクレジット、その他 Allowance が割り当てられている地域におけるプロジェクト。

(5) 問題点 :

- 新しい認証基準であり、特にまだ報告例なし。

(6) その他 :

- 特になし。

⁹ Hamilton K. et al., (2007) State of the voluntary carbon markets 2007
(http://www.cdmgoldstandard.org/uploads/file/StateoftheVoluntaryCarbonMarket18July_Final.pdf)

¹⁰ 旧 European Carbon Investor Service (ECIS) <http://www.carboninvestors.org/>

5 . The Climate, Community and Biodiversity Project Design Standards (CCB Standards)^{11、12}

(1) 概要 :

CCB Standard は、地球温暖化の軽減等を実現していくための適切な土地利用 (Land Use) プロジェクトに対して、生物多様性、気候変動対策、地域社会への影響などを評価する基準である。この基準の認証にあたって、プロジェクト実施に伴う環境影響を評価することができる。

(2) 運営機関 :

Climate Community and Biodiversity Alliance (CCBA)

(3) 導入の経緯 :

- CCB Standards を運営している CCBA は、企業及び NGO からなる組織であり、地球温暖化の軽減、環境保護、貧困の緩和を同時に実現していくための適切な土地利用プロジェクトの開発・実施を促進するための基準づくりに取り組んでいる。CCB Standard は、プロジェクトを生物多様性、気候変動対策、地域社会への影響などを評価する基準である。
- CCBA では、2004 年 6 月に「気候変動対策におけるコミュニティ及び生物多様性への配慮に関する規準 (CCB 規準)」の草案を作成し、CCB Standard の設立作業を開始した。そして、世界各地でのフィールドテスト等を行った後、2005 年 5 月に CCB Standard は完成した。

(4) 内容 :

- CCB Standard は、土地利用をベースにした炭素緩和プロジェクトについて、プロジェクトの設計段階、あるいはプロジェクト開発の早い段階で評価するものである。CCB Standard は、気候変動に働きかけ、地域社会を支援し、生物多様性を保護するプロジェクトを特定し、プロジェクトの設計に優秀さと革新をもたらすことを促進し、投資家のリスクを緩和し、プロジェクト開発者に財政的支援の機会を増やすための基準である。
- プロジェクトが CCB Standard の認証を受けるためには、プロジェクト提案者は、提案するプロジェクトに関する特定の情報についてまとめて報告する必要がある。そして、実際の認証は、そうした情報を元に CCB Standard が独自で行うのではなく、CDM プロジェクトを認証している第三者機関である DOE (Designated Operating Entity) 等が実施することになる。認証は各 23 の基準 (15 の必須基準と 8 つの「得

¹¹ Conservation International Web Site (http://www.conservation.or.jp/Newsroom/Press_Release/2004_07/CCBA.htm)

¹² CCB Standard Web Site (<http://www.climate-standards.org/index.html>)

点」用任意基準)を元に行われる。CCB Standard の承認を得るためには、プロジェクトは全 15 の必須基準を満たさなくてはならない。基本の承認をはるかに超える優秀なプロジェクトは、得点により、金、銀の評価を得ることとなる(表 2 及び表 3 参照)。

表 2 CCB Standard の検証レベル

評価基準	検証レベル
承認	15 の必須条件を全て満たすプロジェクト
金	全ての条件を満たし、4 分野の中からそれぞれ最低 1 ポイントを獲得し、合計 6 ポイント以上を得たプロジェクト
銀	全ての条件を満たし、4 分野(一般、気候、地域社会、生物多様性)のうち 3 つの分野から少なくとも 1 ポイントを得たプロジェクト

表 3 プロジェクトの検証基準

一般共通部門		
1	プロジェクト実施場所の状況	必須
2	見積もりのベースライン	必須
3	プロジェクトの設計及び達成目標	必須
4	管理能力	必須
5	土地保有	必須
6	法律上の扱い	必須
7	持続可能性への適応管理	1 ポイント
8	知識普及	1 ポイント
気候部門		
1	気候へのネットでのプラスの影響	必須
2	プロジェクト実施場所以外への気候への影響(リーケージ)	必須
3	気候への影響のモニタリング	必須
4	気候変化及び気候変動への適用	1 ポイント
5	規制されている市場で公表されない炭素便益	1 ポイント
地域社会部門		
1	地域社会へのネットでのプラスの影響	必須
2	プロジェクト実施場所以外での地域社会への影響	必須
3	地域社会への影響のモニタリング	必須
4	能力開発	1 ポイント
5	地域社会の向上のための最良の実施事項	1 ポイント
生物多様性部門		
1	生物多様性へのネットでのプラスの影響	必須
2	プロジェクト実施場所以外での生物多様性への影響	必須
3	生物多様性の影響のモニタリング	必須
4	在来種の使用	1 ポイント
5	水及び土壌資源の向上	1 ポイント

(5) 問題点:

特に報告なし。

(6) その他：

- CCBA は Blue Moon Fund と Kraft Fund を含む慈善基金より資金援助を受けている。

6 . Green-e (再生可能電力認証プログラム/GHG 排出削減商品認証)

(1) 概要：

主にアメリカ国内の再生可能エネルギーにより発電された電力に対する認証。2007 年には、新たに Green-e Greenhouse Gas Emission Reduction Product Certification Program¹³と称する GHG 排出削減関連商品への認証プログラムも実施する予定。

(2) 運営機関：

Center for Resource Solutions (CRS)

(3) 導入の経緯：

1997 年前半に設立されたグリーン電力(再生可能エネルギーと従来の化石燃料、原子力から発電された電力とがパッケージされた電力商品)の認証プログラム。オフセットへの関心の高まりから、GHG 排出削減関連商品に対する認証プログラムを開発しており、2006 年 12 月から 2007 年 1 月までの第一回のパブリックコメント、2007 年 4 月から 5 月までの第二回パブリックコメントを経て、2007 年 6 月 19 日にオフセット商品への認証基準の Version1 が Green-e 運営委員会 (Governance Board) に承認されている。現在、プロジェクトの認証を行うパートナー企業の参加をウェブサイト上で募集している。

(4) 内容：

- Green-e 電力認証は、再生可能電力商品の自主的な認証プログラムであり、NPO 団体である Center for Resource Solutions (CRS) により運営されている。
- Green-e 電力認証は、電力商品を販売する際の消費者保護を目的としており、参加企業の電力商品が環境上の基準を満たすかを検証する。参加企業は、共通のフォーマットにより電力商品の情報開示が求められる。
- Green-e 電力認証の対象となるものは、太陽光、風力、地熱、小規模水力¹⁴、バイオマス、発電に使用されるバイオディーゼル(B100)、水素を燃料とする燃料電池の再生可能資源から発電された電力のいずれかとなる。
- Green-e 電力認証を得るには、次の 6 つのステップを経る。5 種のカテゴリー¹⁵から対象となる部門を選択 Green-e National Standard¹⁶のクライテリアに適合するか検討 必要事項を記入した申請書を提出 料金の支払い CRS へ申請を提出 年単位でのベリフィケーション、モニタリングの実施。
- 2005 年は 520 万 MWh(42 万 5,000 世帯に相当、全米シェア 53%)の再生可能エネルギー

¹³ http://resource-solutions.org/mv/docs/Ge_GHG_Product_Standard_V1.pdf

¹⁴ Low Impact Hydropower Institute の認証をうけた施設、5MW 以下の流れ込み式水力発電(複数のタービンはタービン数の合計で換算)、パイプライン又は用水路に設置されたタービン-基いずれかの条件に見合う水力発電を対象とする。

¹⁵ REC Single Mix, REC Multiple Mix, REC Broker, Competitive Electricity Single Mix, Competitive Electricity Multiple Mix の 5 種。

¹⁶ http://www.green-e.org/getcert_re_6steps.shtml

¹⁶ http://www.green-e.org/getcert_re_6steps.shtml

ギーに対する認証が販売されている¹⁷。

- 一方現在開発中の Green-e GHG 排出削減商品認証は、GHG 排出削減商品の販売に際し、オフセット商品の購入量と販売量が同量(供給量 = 販売量)か、販売されるプロジェクトが公表されたものと同じものか(ポートフォリオの割合の提示)、的確な認証(Gold Standard、Voluntary Carbon Standard 等)を得ているかを検証し、認証を付与するプログラム¹⁸。
- 具体的には、GHG 排出削減プロジェクトのバリデーション、モニタリング、ベリフィケーションの手順、技術の基準 ダブル・カウンティング、ダブル・イシュアンスを回避するための情報開示のための契約基準 ベースライン、リーケージ、追加性の算定のための方法論に関する算定基準の3点について検証を行う予定。
- Green-e GHG 排出削減商品認証は、オフセット商品に使用されるであろう全てのクレジットを対象としている。このため、CER、ERU といった京都クレジット(Regulatory)とそうでないもの(Voluntary)、キャップ&トレードとプロジェクトベースのものを Voluntary GHG プロジェクト認証プログラム、 Voluntary GHG Cap and Trade Emission Allowance プログラム、 Regulatory GHG プロジェクト認証プログラム、 Regulatory GHG Cap and Trade Emission Allowance プログラムと4種のプログラムに区分し、パートナーとなる認証機関の参加を呼び掛けている。パートナー企業は所定の質問事項を提出し、この内容を30日間のパブリックコメントを受け付けた後、Green-e 運営委員会に承認されればパートナーとして Green-e 認証の審査を受けることができる。パートナー企業が提供するオフセット商品は、前述の基準に沿って審査される¹⁹。

(5) 問題点：

- 特に報告なし。

(6) その他：

- オフセット商品を提供する TerraPass の再生可能エネルギーに関するクレジット(同社提供のクレジットの30%)の認証を行う。

¹⁷ Green-e Verification Report 2005 http://www.green-e.org/docs/2005-Green-e_Verification_Report-forweb.pdf

¹⁸ http://www.green-e.org/late_news_stand.shtml

¹⁹ http://www.green-e.org/getcert_ghg_partners.shtml

参考資料：世界の主要な VER 認証機関・方法の概要

認証基準	Gold Standard	Voluntary Carbon Standard	VER+	CCB Standards	Green-e	Plan Vivo	Climate Neutral Network	WBCSD/WRI Protocol	VOS	CCX	Social Carbon	Greenhouse Friendly	DEFRA	CCAR
設立組織	複合型 (NGOベース)	複合型 (民間ベース)	民間 (認証機関)	複合型 (企業+NGO)	民間 (NGOベース)	複合型 (民間ベース)	複合型 (民間ベース)	複合型 (民間ベース)	複合型 (民間ベース)	民間 (炭素市場)	民間 (NGOベース)	政府系	政府系	政府系
	WWF, SSN, Helio International	IETA, TCG, WBCSD, WEF	TÜV SÜD Group, 3C Group	CCBA	CRS	ECCM, BR&D	-	WBCSD, WRI	INCIS	CCX	Ecologica	豪州政府	英国政府	米国カリフォルニア州
認証が始まった年	2007年に最初のクレジットを認証した	2007年11月に Version 2を公開予定	2007年	2007年に一つ目のプロジェクトを承認した	1997年	2000年	2001年に一つ目のプロジェクトを承認した	2001年	-	2003年	2002年に一つ目の方法論を適用	2001年	検討段階	2003年より随時プロトコルを公表
環境的・社会的便益を焦点としているか		×	×		×		×	×	×	×		×	×	×
レジストリ制度の有無	-			-										
	VERレジストリを開発中	Bank of New York	Blue Registry	プロジェクトを Web Siteで公開	×	×	×	×	検討段階		検討段階	×	検討段階	
認証ロゴの有無						×		×	×	×			×	×
認証機関	VGGSの運営機関 (OE) が実施	VCSに承認された認証機関が実施	第三者機関 (CDMでのDOE等) が実施	第三者機関 (CDMでのDOE等) が実施	パートナー認証機関を募集し各機関が実施	第三者機関 (CDMでのDOE等) が実施する	Climate Neutral Network Board がプロジェクト実施機関を承認する	第三者機関 (いくつかの指標から推奨される機関)	未定	CCXが指定する第三者機関	Webサイト更新中で詳細は不明	政府指定の第三者認証機	未定	カリフォルニア州エネルギー委員会 (CEC) の承認する認証機関を選択し実施
追加性評価の有無						×	×		未定	×	Webサイト更新中で詳細は不明		未定	
森林等の吸収源をスコープとしているか	×		CDMとJ1に順ずる	スコープは森林等の吸収源のみ	新たなGHG認証は森林も対象とする。	コミュニティベースのアグロ・フォレストリーのみ		森林等の吸収源用のプロトコルあり	検討段階				検討段階	
対象地域	世界中	世界中	世界中	世界中	世界中	世界中	北アメリカ中心	世界中	世界中	世界中	世界中	豪州	英国	米国内中心

第1号の認証が発行された時期か認証機関が設立された時期かどうかが不明